

第21回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年12月25日 13:30~15:00
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 第3委員会室
3. 出席委員
- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 2番 山崎 隆史委員 | 3番 福西 範委員 | 5番 大坂 博文委員 |
| 6番 金子 靖委員 | 7番 村上 正人委員 | 8番 佐藤 裕司委員 |
| 9番 稲場 洋二委員 | 10番 細川 裕委員 | 11番 野村 照明委員 |
| 12番 大畑 礼子委員 | 13番 松下 裕幸委員 | 14番 菊池 利治委員 |
| 15番 熊坂 隆雄委員 | 16番 田井 克廣委員 | 17番 野澤 勲委員 |
| 18番 廣瀬女公美委員 | 19番 佐藤 泰正委員 | 20番 清水 幸治委員 |
| 21番 浅野 徳昭委員 | | |
- (以上 19名)
4. 欠席委員
- | | |
|------------|------------|
| 1番 志賀 忠浩委員 | 4番 成田 俊英委員 |
|------------|------------|
5. 参 与 者
- 農業委員会事務局
- | | | |
|-------------------|------------|-------------|
| 事務局長 永洞 直哉 | 次長 秋元 公宏 | 主査 高山 直樹 |
| 農地台帳システム担当員 藤本 恵美 | 農地業務員 杉野 恵 | 農地業務員 熊野 香苗 |
- (以上 6名)
- 会議録署名委員の指名
- | |
|------------|
| 2番 山崎 隆史委員 |
| 3番 福西 範委員 |
6. 議事日程
- 会期決定について 令和元年 12月 25日 (1日)
- 報告第46号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(継続審査中)
- 議案第81号 現況証明願について
- 議案第104号 現況証明願について
- 議案第105号 河川法第34条許可申請に係る進達について
- 議案第106号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
- 議案第107号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第108号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第21回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は19名です。
議事録署名人に2番、山崎隆史委員、3番、福西範委員を指名しますので、よろしく
お願い致します。
なお、会期は本日12月25日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
永洞事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧下さい。

(以下 会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはあ
りませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が
1件ございます。

報告第46号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さ
い。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書3ページにございます、報告第46号「農地法第3条の3第1項
の規定による届出」について報告致します。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、
その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、阿寒地区で1件の届出がありました。

議案書4ページの表の1番ですが、相続人■■■■氏より、被相続人■■■■氏が所
有していた、■■■■、面積■■■■㎡の農地を、平成31
年1月8日、相続し所有権を取得したとして、令和元年11月29日、その旨の届出
があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上、1件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第46号「農地法第3条の3第1項の規
定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

第16回総会において継続審査となった、議案第81号「現況証明願」についての2番について、事務局より報告して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の5ページにございます、継続審査中の議案第81号「現況証明願」について報告致します。

議案書6ページの表の2番は、資料が7ページと8ページにございます。

前回の総会でもお話がありました[]氏より現況証明願があった件でございますが、お手元に配付いたしましたとおり、12月12日、申請者より取り下げ願の提出があり、同日、これを受理いたしました。

以上、報告致します。

議長
野村会長

それでは、継続審査中の「現況証明願」についての2番につきましては、事務局より報告がありましたとおり、申請者より取り下げ願が提出されたことから、これを承認することといたしますが、ご異議ございませんか。

委員
委員一同

異議なし

委員
野澤委員

ご異議なしと認めますので、本件を「取り下げ承認」と致します。

次に、議案第104号「現況証明願」について事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の9ページにございます、議案第104号「現況証明願」について説明致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で1件、音別地区で1件の申請がございました。議案書10ページの表の1番は、資料が11ページと12ページにございます。

公簿地目が畑である、[]、面積 []^mの土地について、所有者である[]氏より現況証明願がございました。

12月13日、釧路地区の農業委員3名と事務局職員2名で現地調査を実施した結果、利用状況は、農地採草放牧地以外の整地済地であると確認致しました。

次に、表の2番ですが、資料は13ページと14ページにございます。

公簿地目が牧場と畑である、[]、他2筆、合計 []^mの土地について、所有者の[]氏より現況証明願がございました。

12月13日、阿寒地区の農業委員4名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は3筆とも農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

次に、表の3番ですが、資料は15ページと16ページにございます。

公簿地目が畑である、[]、面積 []^mの土地について、所有者の[]氏より現況証明願がございました。

12月12日、音別地区の農業委員5名と事務局職員3名で現地調査を実施した結果、利用状況は農地採草放牧地以外の雑種地であると確認致しました。

以上、3件の「現況証明願」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま「現況証明願」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の野澤勲委員から報告をお願いします。

委員
野澤委員

議案第104号1「現況証明願」の1番について調査報告をいたします。
願い出のありました[]は、[]氏が所有する、公簿地目が畑で、農振農用地外の市街化調整区域にある面積 []㎡の土地であります。
令和元年12月13日、釧路地区農業委員3名、事務局職員2名で現地調査を実施したところ、対象地は農地採草放牧地以外で、利用状況は整地済地であることを確認しました。
以上、調査報告しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長
野村会長

野澤委員、ありがとうございました。
次に、2番の現地調査結果について、調査委員長の金子靖委員から報告をお願いします。

委員
金子委員

議案第104号「現況証明願」の2番について報告致します。
本件は、[]氏が所有する、公簿地目が牧場、農振農用地区域にある、[]、面積は []㎡、及び公簿地目が畑、農振農用地区域にある、[]、面積は []㎡、並びに、公簿地目が畑、農振農用地区域外にある、[]、面積が []㎡の3筆、合計 []㎡の土地についてであります。令和元年12月13日、阿寒地区農業委員4名、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該地は、すべて農地採草放牧地以外で、利用状況は、いずれも雑種地であることを確認致しました。

事務局
永洞事務局長

なお、[]、及び、[]は、農用地区域にある土地ではあります。現地は、農地採草放牧地以外の雑種地で、いずれも農用地として利用されていないと確認いたしました。
以上、ご審議のほどよろしく願い致します。

議長
野村会長

金子委員、ありがとうございました。
次に、3番の現地調査結果について、調査委員長の阿坂博文委員から報告をお願いします。

委員
大坂委員

議案第104号「現況証明願」の3番について調査報告いたします。
所在地は、[]、面積 []㎡で公簿地目が畑となっており、所有者及び申請者の[]氏より、「現況証明願」の提出がありました。
調査日は令和元年12月12日、音別地区委員5名と事務局職員3名で現地調査を実施し、該当地は農地、採草放牧地以外で、利用状況は雑種地であることを確認いたしました。
以上、現地調査結果について報告をいたしますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長
野村会長

大坂委員、ありがとうございました。
それでは、議案第104号「現況証明願」について一括して審議致します。

委員
委員一同

質問、意見を求めます。

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第104号「現況証明願」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第104号「現況証明願」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第105号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書17ページでございます、議案第105号「河川法第34条許可申請に係る進達」について説明します。

河川区域内の土地を占有するためには、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となりますが、その許可を権利譲渡する申請には、農業委員会の意見書を添付し進達することになっております。

今回は、釧路地区で1件の許可申請がございました。

議案書18ページの表の1番ですが、資料は議案書19ページから21ページでございます。

北海道が管理する阿寒川の河川敷地、 、面積 m²について、 氏が採草地として占有許可を受けていた権利を、 氏に譲渡するものです。

以上、1件の「河川法第34条許可申請に係る進達」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第105号「河川法第34条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第105号「河川法第34条許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第106号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の22ページでございます、議案第106号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、釧路地区で1件の通知がございました。

議案書23ページの表の1番は、資料が24ページと25ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、合計■■■■㎡の畑について、12月6日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

いずれも合意による解約が当該農用地を引き渡すこととなる期限の前六月以内に成立したもので、その旨が書面において明らかであり、農地法第18条第1項ただし書の規定により北海道知事の許可を要しないものと確認しております。

以上、1件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致しますが、福西範委員が議事参与の制限にあたりますので、福西範委員は退室をお願い致します。

(福西委員退室)

議長
野村会長

それでは、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

委員
浅野委員

質問がないようですので、採決致します。

議案第106号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

賛成多数で賛成と認め、議案第106号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定致します。

退室されている福西範委員は入室して下さい。

(福西委員入室)

議長
野村会長

それでは、次に、議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の26ページでございます、議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書27ページの表の1番は、資料が28ページと29ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、賃貸借を行うものであります。

次に、議案書27ページの表の2番は、資料が30ページと31ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他4筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に、■■■■円で売買を行うものであります。

以上、2件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番の現地調査結果について、調査委員長の野澤勲委員から報告をお願いします。

委員
野澤委員

議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について報告をいたします。

申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■他1筆、合計■■■■㎡の農地について、借主である■■■■氏に賃貸借を行うものです。

令和元年12月13日、釧路地区農業委員3名、事務局職員2名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

野澤委員、ありがとうございました。

次に、2番の現地調査結果について、調査委員長の金子靖委員から報告をお願いします。

委員
金子委員

議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番について、調査報告を致します。

2番の申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■他4筆、合計■■■■㎡の農用地について、■■■■に総額

事務局
永洞事務局長

円で売買による所有権の移転を行うものでありますが、令和元年12月13日、阿寒地区農業委員4名、及び事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

金子委員、ありがとうございました。

それでは、議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」について一括して審議致します。

議長
野村会長

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第108号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
永洞事務局長

それでは、議案書の32ページにございます、議案第108号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、阿寒地区で2件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書33ページの表の1番は、資料が34ページから36ページにございます。

氏が所有する、氏、他2筆、合計㎡の農用地について、に円で売買を行うものです。

次に、表の2番は、資料が37ページと38ページにございます。

氏が所有する、の内、他1筆、合計㎡の農用地について、に年間円で賃貸借を行うものです。

以上、2件の「農用地利用集積計画の決定」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、1番と2番につきましては、菊池利治委員が役員を務める法人の案件であり、議事参与の制限にあたりますので、菊池利治委員は退室をお願い致します。

(菊池委員退室)

委員
委員一同

それでは、一括して審議致します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第108号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め議案第108号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定致します。
退室されている菊池利治委員は入室して下さい。

(菊池委員入室)

議長
野村会長

原案のとおり決定致しました。
これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。
なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和元年 12月 25日

議長

野村 照 明

署名委員

山崎 隆 史

署名委員

福西 範